

## 外国人技能実習機構へ登録する際の注意事項

### I 登録する時期について

#### 新規受検の場合

外国人技能実習機構（以下、「機構」という。）の受検手続支援サイトにおいて「新規受検」として登録する際は、受検希望期間の開始日の4か月より前までに機構で必ず承認を受けてください。なお、受検希望期間の開始日まで4か月空かない状況で登録し承認されたとしても、受検希望期間内に受検日を設定することはできませんので、ご注意ください。また、当協会では、機構で承認された情報しか確認することができません。

（試験実施における時期）

受検希望期間 ※1	機構等への承認期限 ※2	試験日を通知する時期 ※3 ※4	受検申請受付期間	試験問題送付時期 ※4
1月1日～1月31日の間	前年の9月末日まで	前年の11月上旬	試験日の通知から2週間以内	前年12月上旬
2月1日～2月28日の間	前年の10月末日まで	前年の12月上旬		1月上旬
3月1日～3月31日の間	前年の11月末日まで	1月上旬		2月上旬
4月1日～4月30日の間	前年の12月末日まで	2月上旬		3月上旬
5月1日～5月31日の間	1月末日まで	3月上旬		4月上旬
6月1日～6月30日の間	2月末日まで	4月上旬		5月上旬
7月1日～7月31日の間	3月末日まで	5月上旬		6月上旬
8月1日～8月31日の間	4月末日まで	6月上旬		7月上旬
9月1日～9月30日の間	5月末日まで	7月上旬		8月上旬
10月1日～10月31日の間	6月末日まで	8月上旬		9月上旬
11月1日～11月30日の間	7月末日まで	9月上旬		10月上旬
12月1日～12月31日の間	8月末日まで	10月上旬		11月上旬

※1 受検希望期間が「4月15日」～「5月14日」等と月をまたいで設定している場合は、受検希望期間の初日の属する月の4月希望として抽出しますので、試験を5月に実施したい場合は、受検希望期間の初日を5月以降に設定する必要があります。

※2 受検区分が「新規」及び「再受検」の場合でも同じ取扱いとなります。「新規」の受検希望期間は、遅くとも基礎級は在留期限の6か月前、随時級は在留期限の12か月前を目安に設定してください。

※3 同月内に受検できる人数に限りがあります。受検希望者が多数の場合には、機構に承認された日付順で調整しますので、承認が遅い場合は受検希望期間の要望に沿うことができない場合があります。

※4 試験日の通知や試験問題の送付は、機構に登録されている監理団体へ行います。

#### 再受検の場合

機構の受検手続支援サイトにおいて「再受検」として登録する際は、以下の手順をお願いします。

手順1 当協会に再試験が実施可能かどうか、また実施できる時期を電話で確認してください。

手順2 試験実施時期が判明した後に、速やかに機構へ受検情報を登録し、承認を受けてください。

手順3 機構で承認を受けた後は、当協会まで受検者の名簿を送付し、承認を受けたことを報告してください。

手順4 手順1～3までが整った場合、当協会より書面にて試験日を通知します。

※再試験の受検であっても、**新規受検の場合と同様の準備期間を要します**ので、受検予定者の在留期間には十分にご注意ください。ただし、次の場合に限り、再試験を短期間で実施できる場合もありますので、当協会までご相談ください。

**学科試験の場合**…次のいずれかの方法を選択します。なお、実技試験のみを受検した方が、追加で学科試験を**新たに**受検する場合は、本手続の対象外となります。

##### ●協会で受検する場合

協会で実施可能な日時等を受検手続支援サイトに登録する前に必ずお問い合わせください。再試験日可能な日程をご案内いたします。（**最短で実施可能な日時を案内しますので、受検者は日時指定することはできません。**）

ただし、機構の承認日から試験日までに1か月以上の期間が空くこと及び午前9時から午後4時30分までの間に終了する必要があります。

##### ●受検会場を受検者側で用意する場合（受検者企業の会議室等を利用）

**同一級**かつ**同一作業**で既に試験日が決まっており、機構の承認日から試験日までに1か月以上の期間が空くこと、午前8時30分から午後4時までに試験（採点を含む。）が終了する必要があります。

**実技試験の場合**…**同一級**かつ**同一作業**で既に既存の実技試験日が決まっており、機構の承認日から試験日までに1か月以上の期間が空くこと、午前8時30分から午後4時までに試験（採点を含む。）が終了し、試験の材料や設備等を準備できることが必要です。

## 2 受検希望期間について

受検希望期間は、基礎級は在留期限の6か月前、随時級は在留期限の12か月前を目安に設定してください。

設定した受検希望期間内において、「都合が悪い時期や曜日」が予め判明している場合には、該当者全員の備考欄に具体的にその情報を入力し当協会へ通知してください。ただし、試験が込み合っている時期には、ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

## 3 受検予定地について

実習実施者の所在地ではなく、実際に試験を行う試験会場の所在地を入力してください。なお、学科試験と実技試験は同一場所原則実施します。

## 4 実習実施者名について

実習実施者名を正しく入力してください。支店や工場が異なる場合でも実習実施者名が同じ名称で申請されている場合は、1つの実習実施者として取り扱いますのでご注意ください。

## 5 試験日時及び受検人数について

試験は平日（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始及び4月29日～5月5日、8月13日～16日、12月25日～1月5日、3月24日～31日を除く。）の午前8時30分に集合し、午後4時までの間に試験実施から採点（約1時間程度）までの全ての工程が終了することが条件で実施しております。

受検希望期間内で実施希望時期（上旬・中旬・下旬等）や希望する曜日等の要望がありましたら、受検者全員の「備考欄」にその旨を必ず記載し、登録してください。ただし、試験日設定の都合上、要望に沿うことができない場合もありますので、予めご了承ください。試験時間は受検者側の都合で変更することはできません。

当協会から試験日通知後に受検者側によって試験が1日で終わらないことが判明した場合は、速やかに「受検人数を翌月以降に受検者を分散調整する」又は「1日で終了するための必要な設備や道具等を整える」必要があります。不明な場合は、当協会までご相談ください。

## 6 実習実施者が同月内で実施できる試験回数について

受検機会を広く確保するために、1つの実習実施者に対しては、「作業」や「級」に関係なく、試験日の付与は月内に1日までとします。1つの実習実施者が同月内に複数の受検希望期間で分けて機構に申請している場合であっても、当協会が試験情報を抽出後に1日に集約することがあります。

同じ実習実施者名であっても実際には支店や工場が異なり、かつ受検予定地が異なる場合は、可能な限り1か所に集合し（以下「集合実施」という）、1日で集約実施していただくようご協力をお願いします。

なお、集合実施が難しい場合は、その理由を必ず備考欄に記入し、当協会へ通知をしてください。不明な場合は、当協会までご相談ください。

## 7 複数の実習実施者が一か所に集まり受検することについて

複数の実習実施者が集合し、受検することを希望する場合は、以下の条件を全て満たしていることを受検者側にて確認した上で機構へ申請してください。なお、当協会からの試験日の通知以降に受検者側の都合によって複数の試験をまとめることはできません。

条件1 「受検予定地」が同じであること。

条件2 「受検希望期間」が同じであること。

条件3 受検者の備考欄に「集合実施希望」であることと「試験会場名」を必ず記載してください。

## 8 登録内容の変更について

当協会が抽出後、機構の申請内容を受検者側が修正した場合でも、その修正内容は反映されませんので、当協会まで速やかにその旨を報告してください。

また、試験日通知後に機構の一括更新不可の内容（例：作業名等）が変更となる場合は、外国人技能実習機構へ改めて再登録が必要となります。既に決まっている試験日や申請内容はそのまま継続することはできませんので、ご注意ください。

なお、受検希望期間の開始日の4か月よりも前に承認された内容を変更する場合は、当協会への連絡の必要はありません。